

前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について（議案第26号）

障害福祉課

1 改正の理由

令和6年度の障害福祉サービス等報酬の改定に併せて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）等が改正されたことに伴い、関係する次の条例について所要の改正を行う。

- (1) 前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 前橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 前橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

2 主な内容

(1) 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

ア 障害者自立支援に係るサービスの提供に当たり、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の意思決定の支援に配慮する。（1の(1)から(4)までの条例）

イ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議について、利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。（1の(1)から(4)までの条例）

ウ サービス管理責任者が業務を行うに当たっての責務として、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないこととする。（1の(1)から(4)までの条例）

エ サービス管理責任者等は、個別支援計画（利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画）の作成に当たり、次の事項に留意することを定める。

- (ア) 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつアセスメント（利用者の希望する生活や課題等を把握すること）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内

容の検討をしなければならないこと。（1の(1)から(4)までの条例）

(イ) (ア)のアセスメントに当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切な意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思、選好、判断能力等について丁寧に把握しなければならないこと。（1の(1)から(4)までの条例）

(2) 人員配置基準の見直し

サービス事業所等で生活介護又は機能訓練を行う場合における当該事業所等に置くべき従業者に、言語聴覚士を加える。（1の(1)から(4)までの条例）

(3) 個別支援計画の交付

サービス管理責任者等に、個別支援計画を、利用者等だけでなく指定特定相談支援事業者等（指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者の総称）にも交付することを義務付ける。（1の(1)及び(3)の条例）

(4) 新たな基準の設定

ア 指定通所リハビリテーション事業者（要介護者の機能回復訓練等の事業を行う者）が機能訓練を行う場合における共生型障害福祉サービスに関する基準として、当該事業所の専用の部屋等の面積は、利用者当たり3平方メートル以上とする旨を定める。（1の(1)の条例）

イ 病院又は診療所が機能訓練を行う場合の基準該当型障害福祉サービスに関する基準として、これらの施設の専用の部屋等の面積は、利用者当たり3平方メートル以上とする旨を定める。（1の(1)の条例）

(5) 地域移行支援の推進

ア 指定障害者支援施設等は、地域移行等意向確認等（利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認）を適切に行うため、当該地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。（1の(2)及び(4)の条例）

イ 地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容を、サービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならないこととする。（1の(2)及び(4)の条例）

ウ 指定障害者支援施設等は、地域連携推進会議（利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設入所支援について知見を有する者並びに本市の担当者等により構成される協議会）を開催しなければならないこととする。（1の(1)、(2)

及び(4)の条例)

(6) 個別支援計画の交付

サービス管理責任者等に、個別支援計画を、利用者等だけでなく利用者に対して指定計画相談支援を行う者にも交付することを義務付ける。(1の(2)及び(4)の条例)

(7) 基準の一元化

医療型児童発達支援の人員、設備及び運営に関する基準を廃し、児童発達支援に係る基準に一元化する。(1の(5)の条例)

(8) 障害児等の意思及び意見の尊重

ア 指定障害児通所支援に係るサービスの提供に当たり、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。(1の(5)の条例)

イ 個別支援計画の作成に当たり、障害児の年齢及び発達程度に応じて、当該障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。(1の(5)の条例)

ウ 児童発達支援管理責任者が業務を行うに当たっての責務として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。(1の(5)の条例)

エ 児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、個別支援計画の原案について意見を求めることとする。(1の(5)の条例)

(9) 個別支援計画の交付

児童発達支援管理責任者に、個別支援計画を、障害児の保護者に対してだけでなく、当該保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者にも交付することを義務付ける。(1の(5)の条例)

3 施行期日

令和6年4月1日